

令和4年第5回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日(月) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	17番 吉田 哲
18番 宮崎隆広	19番 阿部 太	
4. 欠席委員

15番 松本耕一	16番 峯 直子
----------	----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第25号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第26号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第27号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第28号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第29号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第30号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	中田 賢治
農地係主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室係長	岡本 順二
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

農地係長 それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に、議席番号15番松本耕一委員、16番峯直子委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和4年第5回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号14番峯政敬委員、議席番号17番吉田哲委員を指名いたします。今日は農地係長のほうから諸般の報告をさせていただきます。

農地係長

はい。それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第25号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について7件、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について14件、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第29号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について11件、議案第30号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について7件、計6議案48件でございます。以上ご審議ご決定賜りま

すようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第25号から第30号までの6議案48件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第25号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田15筆、面積は合計で7,580平方メートルです。現況は、宅地になっております。この案件は、令和4年1月31日付けで建売分譲住宅用地での転用許可を受けておりましたが、購入者の希望により区画数を変更するため、計画変更申請を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページか

ら2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、当初計画時に金融機関からの残高および融資証明が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、当初計画の30区画から、購入者の強い要望により、2区画を購入され、2棟建築の予定が諸事情により1棟となりましたが、同時に利用するため、29区画になるものです。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側の既存水路へ放流、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番および第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は3種農地が1番、1種農地が7番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、東部調査会で4日の日に調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 2 番を議題とします。整理番号 2 番と議案集 8 ページ、議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番につきましては関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 2 番および議案書の 8 ページ、整理番号 1 番について説明します。上段に変更前の情報、下段に変更後の情報を記載しております。5 条の 1 を中心に説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地 1 筆、面積は 219.85 平方メートルです。現況は宅地になっております。目的は事務所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 5 ページから 6 ページ

をご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、前回建売分譲住宅の転用許可申請時に済んでおります。この案件は、令和2年7月30日付けで建売分譲住宅用地で転用許可を受けておりましたが、購入者の希望により、住宅建設予定が諸事情によりまして隣接地にある事務所を移転することとなり、建売分譲地の1区画を購入するもので、現状のまま利用しまして、南側の分譲地内の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長からの意見書は、前回の転用申請時に添付されております。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

から4番をご覧ください。3ページに記載しておりますのが区画変更関係、4ページから6ページに記載しておりますのが事業承継関係となります。上段に変更前の情報、下段に変更後の情報を記載しております。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は合計で2,853平方メートルです。現況は宅地になっております。この案件は令和元年10月1日付で建売分譲住宅用地での転用許可を受けておりましたが、購入者の希望により区画数を変更するため、計画変更申請を行なうものです。また、一部の区画について許可を得ずに事業承継をしていたため、事後となりますが、事業承継の計画変更申請および所有権移転のための5条申請を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページから10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、当初計画時に金融機関からの残高および融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、当初計画の11区画から、購入者の強い要望により2区画を購入され、2棟建築の予定が、諸事情により1棟となりました。同時に利用するため、10区画に変更になるものです。排水について、雨水は敷地内に

新設する排水設備を介して西側の新設道路側溝へ放流、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、前回と変わりません。

計画変更整理番号3番から6番、5条整理番号2番から4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。事務局から詳しく説明があったとおりでございます。補足説明はありません。4日の日に東部調査会で現地を確認しました。問題ないということで、皆様の審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、整理番号7番と議案集9ページ、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号5番につきましては、関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、整理番号7番および議案書の9ページ、整理番号5番について説明します。上段に変更前の情報、下段に変更後の情報を記載しております。5条の5を中心に説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑4筆、面積は合計で1,736平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、唐津焼文化の保存支援施設拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページから14ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、16ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和3年10月に一部転用許可を受けており、造成工事を行なっていましたが、全体計画の都合上、農振農用地区域内の除外手続きを待たれており、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路占用申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.4メートルの盛土、1メートルの切土

を行い、南側は擁壁を設置、東、北側は土留めおよび法面保護を施し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の既存水路を介して南西側の水路へ放流、汚水は敷地内に合併浄化槽を新設し、既存の水路を介して南西側の水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者の意見書は前回申請時に添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。事務局から詳しく説明があったとおりでございます。4日の日に東部調査会で現地を確認しました。何ら問題ないということで、皆様のご審議よろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 9 ページ、議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 9 ページ、整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1,004 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 17 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（里道）占用、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側はセットバックを施し、北、南、西側は既存コンクリートブロックを利用、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は排水設備を新設し、東側の新設道路側溝から南側の既存水路へ接続放流し、汚水も排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。事務局からも詳しく説明していただきまして、この案件は、周りにはもう住宅街ですね。真ん中に畑がちょっとあって、今回こういう計画をしたということです。4日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の10ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書

記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で2,278平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の20ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、21ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行ない、整地し、東側は既存コンクリートブロックを利用、北、西側は新設し、南側はセットバックを行ない、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して南側道路側溝へ流し、汚水も新設道路に排水設備を設置して、南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から説明していただきまして、(転用事情の詳細)…ということで、荒らすよりもと計画をされております。4日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、653平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。隣接地の地目などについて

は、24ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、令和4年10月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路）占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大50センチメートルの盛土を行ない、整地し、東側はL型擁壁で土留めを行ない、コンクリートブロックを設置し、ほかもコンクリートブロックとフェンスを設置して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。事務局からも今詳しく説明していただきまして、ちょうど〇〇〇のちよつと西側ですね。ここ

は西のほうからだんだん宅地化してきております。それで東部調査会で4日の日に調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、844平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の26ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、27ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、28ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用について

は、令和4年10月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路）占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大50センチメートルの盛土を行ない、整地し、南、東側はL型擁壁で土留めを行ない、コンクリートブロックを設置し、ほかもコンクリートブロックとフェンスを設置して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は溜桝を介して敷地内の新設道路の側溝を介し、北側の道路側溝へ流し、汚水も新設道路の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今説明していただきました8番と9番は続きの田んぼなんです。それで4日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の11ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は372平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の29ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、30ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、31ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年7月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、風致地区内行為許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行ない、整地し、西側は既存コンクリートブロックを利用、北、東側はコンクリートブロックを新設、南側はセットバッ

クを施し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設沈砂池に流し、汚水は新設排水設備を介して南側の公共下水道へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明いただきまして、これは〇の〇〇とあって、ちょうど〇〇のちょっと山手近くなんです。ちょっと荒廃農地のようになっておりまして、かえって宅地に変わるならいいんじゃないかということで、この前東部調査会で調査していただきまして、そういう話も出ましたので、皆様の審議のほうをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,272平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、店舗です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の32ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、33ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、34ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路）占用、（水路、里道）改築許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大90センチメートルの盛土を行ない、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、ほかもコンクリートブロックとフェンスを設置して、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は集水桝を介して敷地内の

通路の側溝を介し、北側の水路へ流し、汚水も敷地内の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも東部調査会で4日の日に調査していただきまして、これも〇〇〇〇〇の道沿いなんです。ちょっとここも休耕田のようになって、草もそんなに茂っているなどかはなかったんですけど、3年ばかり作ってないということで、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、整理番号12番を議

題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号12番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で393平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の35ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、36ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、37ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.24メートルの盛土を行ない、整地し、北側は練石積擁壁で土留めを行ない、東側の一部を除きコンクリートブロックを新設、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は集水桝、側溝にて東側道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者から条件つき同意の意見書が添付されています。区長、生産組合長の意見につきましては、同意をもら

えなかった旨の経緯書が提出されています。条件につきましては、転用に際し被害防止の確約書が添付されています。なお、議案発送後に農地利用最適化推進委員さんと事務局ともに現地を確認、営農上の支障はないものと判断しております。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号12番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。今詳しく説明がありましたように、ここは雨が降るたびに冠水する土地だそうでございます。資料図の37ページ、この一番上の〇〇さんから一番下の〇〇〇さんの所までは大雨のたびに冠水するそうで、この宅地の家も床下まで冠水したと。そういうことで生産組合長さんは遊水地として残してほしいということだそうでございます。区長さんは、生産組合長さんがだめと言うなら私は賛成できませんということでした。けど、今現在、ここは道路も冠水することであって、この一番南側の〇〇〇さんの西側の境には側溝が入っていて、この道路の反対側の側溝まで側溝が入っているわけですね。ということは、〇〇〇さんより西側の土地の分は、この側溝を利用して全部出てしまうというふうに持っていかなければならないわけですし、けど、それは今言った道路まで冠水するというので、宅地も冠水する

ということですので、この土地に降った分だけの冠水であるべきなんですけれども、よそからどンドン水は回って来るわけですよ。道路まで浸かるということですから。私達は2日に現地調査をしたわけなんですけれども、ここは今言った〇〇〇さんの下の側溝を、上から来る水はそこに流すようにして、下は埋め立てても、つまり自分の所に降った分だけの水を遊水地として残すわけにはいかんと私は思うんですよ。そういうことで、ここが一番上に〇〇さんという所がこの道路の横に一番北側にあるんですけど、この端に小さい土管が入っていますけれども、この〇〇さんの所だけの水もはけきらん小さい水路ということですので、ここは将来的には全部を上げてしまって、冠水しないような土地にするべきだというようなことで、賛成してもいいんじゃないかというような意見でございました。皆さんの検討をよろしくお願いします。

議長 吉田委員の説明をいただきました。ほかに質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」) はい。川添委員。

川添哲也委員 7番川添です。今吉田委員のほうからご説明がありましたけれども、結局ここに建売分譲を作った場合に、冠水の恐れがあるということですかね。

吉田哲委員 いや、冠水しない所まで高めるといっていいでしょうね。

川添哲也委員 それでこれ業者の方がですよ、冠水する恐れがあるということはご承知の上での申請ということによろしいんですか。

農地係・小林 はい。お答えします。業者のほうは、この土地が浸かりやすいということは十分把握はしております、そのために

申請地は1メートル以上上げる予定で、浸水してもそこまで被害が出ないようにかなり高めて、かつ、排水も道路側溝に雨水が入り込むように整備はするというので、その部分は把握はしています。

川添哲也委員

はい。わかりました。法的に問題がなければ、我々はこれを否決するとかいうことはできないということで、前の説明を受けておりますので。ただ、そういうふうでもう冠水することがわかっているような件をですね、業者は大丈夫かなというふうな、ちょっと素朴な質問があったものですから質問いたしました。以上です。

議長

ほかにご意見ございませんか。(三塩委員「はい。’)はい。三塩委員。

三塩政廣委員

はい。8番三塩です。私達は現地を見ていませんので、どうこうとはちょっと言いにくいところがあるんですけども、この申請地の東側の所は宅地ですよ。その所の高さ、今度申請が出ている所の高さというのはどのぐらい差があるんですか。ないんですか。そのへんがわかれば教えていただきたいと思います。実際家が建っている所と今の申請地の所の高さです。

農地係・小林

はい。お答えします。今回1.2メートル程度盛土するような計画になっておりますけれども、ちょうど盛土をした分でおおよそ東側の宅地並みぐらいの高さになってくるはずですよ。

議長

(三塩委員「はい。’)はい。三塩委員。

三塩政廣委員

はい。8番三塩です。今川添委員さんが言われたとおり、

買われる方が納得して買われれば別に私達はどうか言うことはできないと思いますけれども、そういうのがちょっと心配になったので、質問をさせていただいたところです。以上です。

議長

ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 2 ページ、整理番号 1 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 1 2 ページ、整理番号 1 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 5 6 0 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 3 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3 9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 0 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、(市有地)普通財産工事施工承認申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.11メートルの盛土を行ない、整地し、東側を除きコンクリートブロックを新設し、西側の水路側は市有地に張りコンクリートを施し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側道路側溝へ流し、汚水も東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号13番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。2日の日に中部調査会において現地確認をいたしました。申請地は宅地化が進んでいる場所で、地図を見てもらえばわかりますが、〇〇〇の〇〇〇沿いです。中部調査会では何も問題ないだろうということになりました。皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、整理番号14番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号14番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は114平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の41ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、42ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、43ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より隣接地を通行させてもらい、出入口とする計画です。通行承諾書の添付があります。排水に

ついて、雨水は自然地下浸透、汚水は新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号14番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。申請地は〇〇〇〇〇の西側に位置しております。申請地の北側は昔からの〇〇の家が立ち並んでおるといことと、西側には新興住宅地が立ち並んでおります。(転用事情の詳細) …ということで申請が出ております。4日の日に東部調査会で現地を見ていただきました。何ら問題ないということで、皆様の審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第27号農地法

第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の13ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で2,661平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の44ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可があることを知らずに、平成元年頃〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

阿蘇孝市委員

10番阿蘇です。5月6日の日に現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇の途中にあります〇〇という部落の山中

にあります。現地のほうは、確認しましたところ、もう周りのほうがすべて山林化しております。本数が200本と書いてありますが、ちょっと確認のほうはできませんでしたが、皆さんの意見としてはもう仕方がないということでした。皆さんのご検討のほうをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集15ページ、整理番号8番までの8件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。すみません。説明の前に1か所訂正がございます。(訂正内容の詳細) …となります。訂正のほどをよろしく願いいたします。

それでは説明します。議案書の14ページから15ページ

をご覧ください。今回の案件は所有権の移転に関する案件のみで、合計で8件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。川添委員。

川添哲也委員 整理番号3番の譲受人の方は法人とかいうことではないわけですか。何と読むのでしょうか。

農地係・槻木 ○○○○○○さん、○○○○○○さんです。個人です。

川添哲也委員 個人ですね。わかりました。

議長 よろしいですか。個人のお名前だそうです。ほかに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れでございますので、ここで休憩

を取りたいと思います。4時に再開をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

15時50分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは時間となりましたので、会議を再開したいと思います。議案集16ページ、議案第29号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

す。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集17ページ、議案第29号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集18ページ整理番号8番までの8件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明します。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が6件、使用貸借権の設定が2件です。面積は合計で24,348平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集19ページ、議案第30号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集21ページ整理番号7番までの7件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申

請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で23,892平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第25号7件、議案第26号14件、議案第27号1件、議案第28号8件、議案第29号11件、議案第30号7件、計6議案48件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重ご審議ありがとうございました。